

平成26年 3月18日 (火曜日)

○出席議員 (15名)

議 長	夷 藤	満 君	8 番	北 川	悦 子 君
1 番	太 田 臣 宣 君	9 番	能 村 憲 治 君		
2 番	中 島 利 美 君	10 番	清 水 文 雄 君		
3 番	酒 本 昌 博 君	11 番	水 口 裕 子 君		
4 番	生 田 勇 人 君	12 番	渡 辺 旺 君		
5 番	川 口 正 己 君	13 番	八 田 外 茂 男 君		
6 番	藤 井 良 信 君	15 番	南 守 雄 君		
7 番	恩 道 正 博 君				

○欠席議員 (1名)

14 番 中 川 達 君

○説明のため出席した者

町 長	川 口 克 則 君	会 計 管 理 者	重 原 正 君
副 町 長	上 出 孝 之 君	総 務 部 総 務 課 長	島 田 睦 郎 君
教 育 長	久 下 恭 功 君	総 務 部 財 政 課 長	田 中 徹 君
総 務 部 長	高 木 和 彦 君	総 務 部 税 務 課 長	若 林 優 治 君
総 務 部 担 当 部 長	中 西 昭 夫 君	町 民 福 祉 部	松 岡 裕 司 君
総 務 部 担 当 部 長	山 田 吉 弘 君	町 民 福 祉 部	下 村 利 郎 君
町 民 福 祉 部 長	北 雅 夫 君	町 民 福 祉 部	長 谷 川 徹 君
町 民 福 祉 部 担 当 部 長	大 徳 茂 君	町 民 福 祉 部	岩 本 昌 明 君
都 市 整 備 部 長	長 丸 一 平 君	都 市 整 備 部	中 宮 憲 司 君
都 市 整 備 部 担 当 部 長	長 丸 信 也 君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長	喜 多 哲 司 君
教 育 委 員 会 教 育 次 長	北 川 真 由 美 君	都 市 整 備 部	長 田 学 君
消 防 長	永 田 三 好 君	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	上 出 功 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 向 貴代治 君 事務局書記 田 中 義 勝 君

○議事日程（第4号）

平成26年3月18日 午後1時開議

日程第1

追加議案の上程

議案第26号 平成25年度内灘町一般会計補正予算（第5号）

議案第27号 請負契約の締結について

〔内灘町消防庁舎建設工事（建築工事）〕

議案第28号 請負契約の締結について

〔内灘町消防庁舎建設工事（電気設備工事）〕

議案第29号 請負契約の締結について

〔内灘町消防庁舎建設工事（機械設備工事）〕

議案第30号 内灘町道路線の認定について

提案理由の説明

日程第2

議案一括上程

議案第1号 平成25年度内灘町一般会計補正予算（第4号）から

議案第30号 内灘町道路線の認定についてまで

日程第3

議会議案第1号 内灘町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の提出について

日程第4

議会議案第2号 内灘町議会定例会条例の一部を改正する条例の提出について

議会議案第3号 内灘町議会定例会規則の一部を改正する規則の提出について

日程第5

議会議案第4号 消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書の提出について

日程第6

議会議案第5号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書の提出について

日程第7

議会議案第6号 「特定秘密の保護に関する法律」を施行せず廃止・撤廃を求める意見書の提出について



午後1時00分開議

○開 議

○議長【夷藤満君】 傍聴の皆様には、足元の悪い中、本会議の傍聴にお越しをいただき、まことにありがとうございます。

議会費 1 項議会費、2 款総務費 1 項総務管理費、2 項徴税費、4 項 選挙費、5 項統計調査費、6 項監査委員費、5 款労働費 1 項労働諸費、6 款農林水産業費 1 項農業費、2 項林業費、3 項水産業費、7 款商工費 1 項商工費、8 款土木費 1 項土木管理費、2 項道路橋りょう費、3 項都市計画費、4 項住宅費、9 款消防費 1 項消防費、11 款災害復旧費 1 項公共施設公用施設災害復旧費、12 款公債費 1 項公債費、13 款諸支出金 1 項普通財産取得費、2 項基金費、14 款予備費 1 項予備費の各款項及び第 2 条債務負担行為、第 3 条地方債、第 4 条一時借入金、第 5 条歳出予算の流用については、賛成多数により、原案を可とすることに決しました。

議案第 9 号平成26年度内灘町公共下水道事業特別会計予算、議案第10号平成26年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算、議案第14号平成26年度内灘町水道事業会計予算の 3 議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第15号内灘町消防長及び消防署長の資格を定める条例について、議案第17号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議案第18号内灘町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第22号内灘町県営土地改良事業分担金徴収条例の 1 部を改正する条例について、議案第24号石川県市町議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第25号請負契約の締結について〔内灘町防災行政無線デジタル化整備工事〕の 6 議案は、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第26号平成25年度内灘町一般会計補正予算（第 5 号）及び議案第27号請負契約の締結について〔内灘町消防庁舎建設工事（建築工事）〕から議案第29号請負契約の締結について〔内灘町消防庁舎建設工事（機械設備工事）〕までの 3 議案並びに議案第30号内灘町

道路線の認定についての 5 議案は、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第23号米の需給と価格に責任を持つ米政策の確立を求める請願については、慎重に審議した結果、継続審査とすることに決しました。

請願第24号 T P P 交渉の内容開示等を求める請願については、慎重に審議し採決の結果、不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として総務、都市整備、消防等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成26年 3 月 18 日

総務産業建設常任委員会委員長 川口正己

○議長【夷藤満君】 太田臣宣文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 太田臣宣君 登壇〕
○文教福祉常任委員長【太田臣宣君】 平成26年第 1 回定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第 1 号平成25年度内灘町一般会計補正予算（第 4 号）第 1 条歳入歳出予算の補正中、歳出 2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費、7 項交通安全対策費、3 款民生費 1 項社会福祉費、2 項児童福祉費、4 款衛生費 1 項保健衛生費、2 項清掃費、10 款教育費 1 項教育総務費、2 項小学校費、3 項中学校費、4 項社会教育費、5 項保健体育費の各款項及び第 3 条繰越明許費 3 款民生費 2 項児童福祉費については、い

ずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第4号平成25年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第5号平成25年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第6号平成25年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）の3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第8号平成26年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳出2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、7項交通安全対策費、3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、3項国民年金事務取扱費、4項災害救助費、4款衛生費1項保健衛生費、2項清掃費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費の各款項については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第11号平成26年度内灘町国民健康保険特別会計予算については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第12号平成26年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算、議案第13号平成26年度内灘町介護保険特別会計予算の2議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第16号内灘町生活安全条例の一部を改正する条例について、議案第19号内灘町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について、議案第20号内灘町環境美化条例の一部を改正する条例についての3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第21号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第23号ゆとりの中で未来を拓く教育推進会議設置条例を廃止する条例については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすること

に決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、教育、福祉等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成26年3月18日

文教福祉常任委員会委員長 太田臣宣

○議長【夷藤満君】 これをもって各常任委員長の報告を終わります。



○質疑の省略

○議長【夷藤満君】 なお、事前に委員長報告に対する質疑の通告がありませんでしたので、質疑なしとして質疑を省略いたします。



○討 論

○議長【夷藤満君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

11番、水口裕子議員。

〔11番 水口裕子君 登壇〕

○11番【水口裕子君】 平成26年度予算に反対する討論と議案第23号ゆとりの中で未来を拓く教育推進会議設置条例を廃止する条例に反対の討論を2つさせていただきます。

まず、予算に反対する討論でございますが、平成25年度内灘町一般会計補正予算の歳出第4条8款土木費3項都市計画費、それから平成26年度内灘町一般会計予算中、歳出の5款労働諸費、8款土木費、土木管理費、道路橋りょう費、それから第3条の地方債、そして文教福祉常任委員会のほうで付託されました平成26年度内灘町一般会計予算の3款民生費2項児童福祉費、4項社会教育費、そして議案第23号でございます。

国の平成26年度の予算の一般会計総額も過去最大で、公共事業費が約6兆円と25年度を大幅に上回りました。内灘町と同じです。公共事業費は平成9年度をピークに減少し、24

年度にはほぼ半減しましたが、安倍政権へ交代してからは増加し、25年度補正予算では復興予算も含めて公共事業が国の支出の半分以上を占めました。「コンクリートから人へ」を掲げ、公共事業の削減を続けた民主党政権時代とは異なり、安倍政権のアベノミクスとは公共事業頼みのばらまき政策だという、そういう声があちこちから聞こえてまいります。

私は、町のこの動きもアベノミクスの動きと相まって非常に危うく感じるわけです。土木費が15億6,000万円と膨れております。一般質問でも述べたように、あればいいからと何でもかんでも手を出せば、有利な財源が見つかりました、交付税で50%算入されますという事業であっても、半分は借金としてどんどん将来に積み残していくことになるのです。今までの行革は何だったのだろうというふうに思います。

日本全国で進む少子高齢化ですが、中でも人口比率から来る内灘町が持つ特別の危うさが日本総研の研究者からも語られたことは、前の12月議会の質問のときにも紹介いたしました。税収が減少し、高齢者福祉費用などが増大する近未来をしっかりと考察し、優先順位や償還計画をしっかりと示した上で事業は始めるべきだと思います。

懸案の事項を前倒しで有利な補助を見つけたださるその努力は大変だと思いますけれども、何でもかんでもやっていくというのはこれからの時代のやり方に合わないとは思っております。

今後も今の計画に加えて、ことしの予算に加えて、ほのぼの湯、サイクリングターミナルの建てかえ、体育館建設などもどんどん検討されております。400万円の北部調査費を打ちながら、378万円が来年度へ繰越明許となり、その後の情報がはっきりしませんが、北部にはインターの建設も予定、計画されていると思います。やはり土木事業ばかりでございます。

国の「人からコンクリートへ」の回帰と町の「ソフトからハードへ」の移行が重なって見えます。土木事業激増の陰で町の文化の高さを示していた砂丘フェスティバルは、予算を一挙に50万円削減され100万円となりました。生涯学習都市宣言、生涯学習推進本部長である町長はどういうふうに捉えておられるのか。

中学校の不登校相談室のエールも、何の相談もなく突然廃止されました。ひとり親奨学金も小中学生の分は廃止になりました。ふえ続ける高齢者の生きがいづくりにもなっているシルバー人材センター予算も大幅に減額になりました。

私も町も今まで内灘町の財産は人だと言い続けてまいりました。長く培ってきた人の力や人のきずなを大切にして、協働のまちづくりを進めていっていただきたいと思います。

障害者の相談員制度や産後ヘルパーなどの新しい事業も始まりましたが、切り捨てられるものは小さくても、その質の大きさに両手を挙げて喜ばません。

以上の理由によりまして、先ほど申し上げました予算と補正予算について反対いたします。

それから、議案第23号のゆとりの中で未来を拓く教育推進会議設置条例を廃止する条例に反対します。

ゆとりの中で未来を拓く教育推進会議は、心豊かに未来を拓く人づくりを目指した学校教育を推進するため平成17年に設置された内灘町教育委員会の諮問機関で、町内の小学校、児童の保護者、公募で選出された一般町民ら12名で構成されていて、その目的は第一に学校規模の適正化に関すること、第二には学校施設の整備充実に関すること、第三に新たな教育システムの整備に関することなどが挙げられています。

設置時のときの中学校の生徒数は県下一の大規模校でした。2校化が求められていて、

この推進会議で規模の適正化を審議しましたが、全小中学校の耐震化を優先させることになり、マンモスによる弊害を少しでも減らしたいという当時の全ての大人たちと生徒たち自身の思いを受けて、この推進会議が相談員制度の充実を町へ提言したのです。議会もその思いを同じくして予算に同意してきました。

推進会議は、相談員の充実のほかにも小学校における英語教育について、また小学校1年生、2年生の少人数学級についても提言をまとめられ、内灘町の学校教育の他の自治体に先駆けた先進的取り組みの推進に大きな役割を果たしてまいりました。

以上のように、学校教育の新たな場面に重要な役割を果たしてきた推進会議を廃止にするということですが、その設立目的とした課題はもう全て解決してしまったのでしょうか。いいえ、今も適正規模から外れる大規模校であり、時代とともに子供たちの置かれている状況は悪化し、新たに、より複雑な問題が起きていて阻害される児童生徒はふえ、まだまだ推進会議には求められるものが、役割が大きいと思います。

廃止にするなら、今までこの推進会議が引き受けてきた役割を新たに引き受けるところはどこですか。学びの風推進協議会や豊かな心を育む内灘町民会議を挙げられましたが、これらは生涯学習関係のもので、学校教育とは少し目的が違うのではありませんか。

学習指導要領の改定により、ゆとり教育が終わったからゆとりの中で未来を拓く教育推進会議はもう要らないという理由は、余りにも取ってつけたものだと思います。今まで委員として力を尽くしてくださった浅野先生を初め、委員の皆さんにこれでは本当に失礼だと思います。

新たな国のゆとり教育が始まったのは平成14年ですが、ゆとり教育のこの推進会議ができたのは平成17年でした。ゆとり教育が終わ

ったのなら、なおさら今は児童の心のゆとりを考えるべきで、今後ますますこういった会議のようなものは必要になってくるだろうという、そういう想像力がないのが残念です。

ちなみに、今年度で相談員を廃止しようとしていることは、この推進会議には諮問されませんでした。相談員さん自身にも、校長からも教育委員長からも、他のどこからも何の指導も聞き取りもないまま、突然廃止が通告されたのです。自己研さんを続けてきた相談員の無念な気持ちを思うと、この委員会の廃止と重なって見えます。

以上の理由により、議案第23号には反対いたします。

皆様もぜひ賛同をお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

4番、生田勇人議員。

〔4番 生田勇人君 登壇〕

○4番【生田勇人君】 議案第23号ゆとりの中で未来を拓く教育推進会議設置条例を廃止する条例について、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

ゆとりの中で未来を拓く教育推進会議設置条例は、2005年9月に施行となりました。ゆとり教育というものが国の教育施策ということで小中学校、2002年度から実施されております。

そんな中、2005年、我が国の児童生徒が国際学力テストで順位を落としたことから、中央教育審議会がゆとり教育の見直しに着手いたしました。2008年、学習指導要領の改訂により、脱ゆとりが宣言されています。

ゆとり教育の終了は、小学校においては2010年、中学校においては2011年に終了となっております。

そんな中、当町でも行財政改革推進計画集中改革プラン、平成18年度から実施されておりますが、この中でも類似審議会、委員会等の統廃合がこれまで議会、委員会等でもたく

さんの声が挙がっておりました。ゆとりの中で未来を拓く教育推進会議は、このゆとり教育終了と同時に、私はその役目を終えられたのではないかなというふうに考えます。

また、この中で文教福祉常任委員会の中で設置条例の要綱が示されたわけでありませけれども、ゆとり教育以外のその他の課題については豊かな心を育む内灘町民会議、学びの風推進協議会、生涯学習関係でありますけど、そこを初めとした委員会、そして何よりも内灘町の小中学校には学校評議員制度と学校運営に関し高所大所から意見、提案をされる制度が残っております。教育長のほうも文教福祉常任委員会のほうではこういった会議、それからいろんな制度の中で今後はその課題について取り組んでいきたいというふうに答弁もされ、以上、文教福祉常任委員会では採決をもって採択と、可とすることに決した結果になった次第でございます。

議員の皆様にはぜひこの委員会の結果を重視していただきまして、議案第23号ゆとりの中で未来を拓く教育推進会議設置条例を廃止する条例について賛成でご賛同いただきますようお願いいたしますし、私の討論を終わります。

議員の皆様、よろしくお願ひします。

○議長【夷藤満君】他に討論ありませんか。

8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】議案第11号平成26年度内灘町国民健康保険特別会計予算と議案第21号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対の立場で、また請願第24号T P P交渉の内容開示等を求める請願に賛成の立場で討論します。

最初に、議案第21号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、内灘町国民健康保険税条例の第6条、第2条第3項後期高齢者支援金等課税額の所得割額が1.9%から2.1%に、また第7条の2、第2条

第3項の後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額は被保険者1人について7,200円から8,400円に引き上げ案となっております。

今でも高い国民健康保険税。もしかのときの命綱としてお金を借りて払った、そういう話も聞いております。また、払いたくても払えない苦しみ的心声を耳にもしています。

国民健康保険加入者は、個人事業の方や、また失業された方、退職後加入された方がほとんどです。今、年金は下がる。消費税は増税。暮らしが本当に大変です。財政も大変であります。その中で優先順位をつけて、一番に、町民の命と暮らしを守るということを第一に考えていただきたいというふうに思います。引き上げに反対し、議案第11号の予算は引き上げで組まれていますので、反対です。

また、請願第24号T P P交渉の内容開示等を求める請願について、賛成の立場で討論します。

委員長報告では不採択でありました。T P Pにおいて安倍政権は、丁寧な情報提供と守るべきものは守ると2つの約束をしながら、徹底した秘密交渉で交渉妥結に突き進み、守るべきものは守るとし、農産物重要5項目を聖域にすると公約しながら、その関税撤廃の検討に踏み込んでいます。農林水産業、食の安全、医療など、日本の経済と国民生活を丸ごとアメリカに売り渡す協定と思わざるを得ません。

議員の皆様さんの賛成をお願いして、討論を終わります。

○議長【夷藤満君】ほかに討論ありませんか。

10番、清水文雄議員。

〔10番 清水文雄君 登壇〕

○10番【清水文雄君】私は、議案第1号平成25年度内灘町一般会計補正予算並びに議案第8号平成26年度内灘町一般会計予算第3条地方債、議案第23号ゆとりの中で未来を拓く教育推進会議設置条例を廃止する条例につい

てに、反対の立場で討論をさせていただきます。

私は一般質問でもお話をし、この予算、やっぱりこれまで財政の健全化を求めて財政調整基金や、あるいは町民の皆さんの負担も含めて財政の立て直し、単年度で収支をとんとんにする、黒字にしていく、そんなことを目指してきた行財政改革。そのことが緩められて、ある意味では、一般質問でも申し上げましたが、開発事業重視、そしてばらまきが目立つ特徴のある予算というふうに思っております。

そういう意味では、2万7,000人町民に皆さんの税金を還元をしていく、サービスを向上させていく、そんな立場に立った予算編成が必要だろうというふうに思います。

具体的に言いますと、議案第1号第4条繰越明許費8款土木費3項都市計画費、これは北部地区基本構想、これをつくるという予算でございました。400万円昨年6月議会で計上されたものでありますが、それが繰越明許になって、その中間報告、昨日全協の場で報告がございましたけれども、何もまだ決まっていないという、そんな報告でございました。

そういう意味では、きちっとやっぱり予算を立てて、その計画を構想を練っていくんなら、それに向けて全力を挙げていくべきだというふうに思いますし、この構想の中に北部インターが含まれるということでございます。

北部インターについては、本当に要るのかも含めて前々から議論がされているところでございます。事業の優先順位、そんなことから考えても、8款土木費3項都市計画費、4条繰越明許費について反対をしたいと思います。

平成26年度予算、議案第8号でございますけれども、5款労働費、これは内灘町シルバー人材センター事業補助金、これを880万円から728万円、152万円マイナスをするという予算でございます。内灘町はシルバー人材セン

ターが県下でも設立をされるのが遅かった。そういう意味では、他の自治体から見てもシルバー人材センターの必要性等についてなかなか理解が得られなかったという歴史がございます。

つくって、現在では会員が、多くの会員の方たちが決してそれで生活を立てていくとかではなくて、老後の自分の技術を社会に生かしていく、高齢者の方が生きがいをつくっていく、そんなためのシルバー人材センターの施設でございます。そういう意味では、その予算が国からの補助金が減らされたからそのまま減らすとかそんなことではなくて、内灘町オリジナル、町が高齢者の方にも生きがいを持って住んでいただく、そんなところの考えが欠如しているのではないかなと、そんなふうに思うわけでございます。

8款土木費、先ほど水口議員からもございました。15億円近くの予算が組まれております。まさに開発事業重視の象徴でございます。反対をいたします。

第3条地方債9億9,680万という数字がつけられておりますけれども、幾ら有利な財源でも、結局は返していかなければならないのであります。それが町民の負担になっていくのであります。財政計画をきちっと立てて、町の財政の健全化に向けていくべきだというふうに思います。

同じく3款民生費2項児童福祉費、これはひとり親家庭等児童奨学金支給事業でございます。12月議会でも条例の改定があったわけでございますけれども、私は反対をいたします。切り捨てるのではなくて、もちろんお金のかかる高校生に、高校へ通う方に支給をしていく、そんな制度を設けるというのは、それは私は必要なことだというふうに思います。しかし、そのかわりに小中学生の奨学金の援助費をやめてしまう、そんなことがあってはならないのであります。

これは、数字で言いますと小中学生への支

給を切って、そして高校生に積む。昨年度から421万1,000円マイナスになっているのであります。マイナスにするのではなくて、せめて収支ゼロ、とんとんにすべきであります。そんな制度も考える必要があるのではないか。

この数字だけを見ると、底を切ってしまったというような、そんな印象を受けざるを得ないのであります。したがって、ひとり親家庭等児童奨学金支給事業、反対をしたいと思います。

あと、議案第23号ゆとりの中で未来を拓く教育推進会議設置条例を廃止する条例について、この条例ができたいきさつは、先ほど水口議員も言われましたけれど、やはり内灘中学がマンモス校である。その中でどう中学校の運営なりをしていくのか。住民の意見等を入れながらやっていくというのが私は目的だったような気もいたします。

ゆとり教育という項目がなくなったからそれをなくす、そんなことではなくて、きょうも小学校の卒業式があったわけでございますけれども、子供たちが中学へ行って、内灘の中学がやっぱり人数が多いマンモス校であります。そんな中で、いかに学校生活を送れるのか。そんなことを住民の方の意見を入れながらやっていく、そんな会議が必要なのではないのでしょうか。

それがまさしく町民参加のまちづくり。最近、てっきりこの言葉が使われなくなったんでございますけれども、そんな仕組みづくりも含めて、継続をしていくべきだというふうに思います。

かわりの会議があるからそれは要らない。本当にそうなのか。その会議の中でも議論を尽くすべきだというふうに思うわけでございます。

以上、議案第1号平成25年度内灘町一般会計補正予算並びに議案第8号平成26年度内灘町一般会計予算、議案第23号ゆとりの中で未来を拓く教育推進会議設置条例を廃止する条

例について、反対の討論をさせていただいて、議員各位のご理解、そして適切な判断をお願いをいたしたいというふうに思います。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

1番、太田臣宣議員。

〔1番 太田臣宣君 登壇〕

○1番【太田臣宣君】 1番、太田でございます。

私からは、議案第1号第4条の繰越明許費8款土木費3項都市計画費を賛成の立場から、また議案第8号平成26年度内灘町一般会計予算の8款土木費について賛成の立場から、また議案第21号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、また議案第23号ゆとりの中で未来を拓く教育推進会議設置条例を廃止する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、8款土木費の3項都市計画費、さまざまな議論があり、現在、北部開発については北部促進協議会の中で話し合いがやっと始まり、北部地区の開発のための第一歩であります。南北均衡あるまちづくりを行っていくためにも、この場で北部促進協議会の中でしっかり話し合いをしていただき、また議会のほうに示していただき、執行部のほうから私どもに説明があった時点で議会のほうでしっかり審議していくべき内容ではないでしょうか。

執行部におかれましても、先日、途中経過を議会のほうにしっかりと示されました。しかしながら、まだ途中経過であるとはっきりと申されておりました。私ども議員としましても、計画がしっかり北部促進協議会の中で練られた内容が上がってきたことを踏まえて、しっかりと今後も審議していきたいと思えます。

繰越明許費については1年間かけてじっくりと来年度やっていただけて上げていただければ、本当に素晴らしい計画が上がってくる

のではないかということで思っております。そういう観点からも、賛成の立場であります。

また、8款の土木費についてであります。これまでの内灘町は余り計画もなく進んできたかのように見受けられます。私が議員になってからいろいろと一般質問でも言わせていただきましたし、他の議員さんもいろいろな点を指摘されてこられました。今回、土木費については、今、安倍政権になり有利な財源が多方面からついてきております。この財源を内灘町に引っ張ってくるこそが町の使命でもあります。その時々でいい予算、ないときもあります。あるときにしっかりと予算をこの内灘町に引っ張ってきてこそ、初めて内灘町の発展につながります。

もともと内灘町は財源が少ない、少ないといろいろな形で言われておりますけれども、そうではありません。しっかりと国の補助金を受けながら事業を展開していくことこそが町の財政にも幸いしていくはずであります。今後も計画を持ってしっかりと進めていただきたいと思います。そういう観点からも、土木費については賛成の立場で討論しております。

また、議案第21号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。これにつきましても、一昨年度から国民健康保険税の一部を改正しながら、平均で1,000円ずつ上げてまいりました。国民健康保険税については、本当に今高齢化が進んでいく中で、内灘町も今後も一般財源から持ち出しがふえていくものと思われまます。しっかりとした形で見直していかないと、国民健康保険税自体がどうなっていくか心配されておる中であります。

低所得者につきましてもは7割軽減、5割軽減、2割軽減といった軽減税率も採用されております。こういった観点からも本当に低所得者に対しては温かい形となっているのではないのでしょうか。そういう大きな金額が低所得者に対して上がるわけではありません。そ

ういった観点からしっかりと見直していくべきだと思っておりますので、賛成討論とさせていただきます。

また、議案第23号ゆとりの中で未来を拓く教育推進会議設置条例を廃止する条例についてありますが、この条例の冒頭であります。目的及び設置の中での第1条であります。「ゆとりある教育環境の中で、心豊かに未来を拓く人づくりを目指した内灘町の学校教育を推進するため、ゆとりの中で未来を拓く教育推進会議を置く。」ということがあります。

先ほど生田議員も討論されておりましたとおり、この条例については2005年から当町で施行されました。その後、2005年から脱ゆとりに向けて国のほうでも議論が始まり、小学校においては先ほどもおっしゃっておりましたけれども、2010年に廃止、中学校では2011年度にゆとり教育が終了しております。これについては、あくまでもゆとり教育終了のための条例の廃止ということでもあります。

審議する場がないということも心配されておりますけれども、学校評議委員も各学校にしっかりと設置されており、その学校、学校でしっかりとした審議もされておることと思っております。その他似たような委員会が幾つかあります。少しずつ、その時々、その時代に合った形で見直していくべきなのが条例であると思っております。

そういう観点から、議員各位におかれましてはご賛同賜りますようお願い申し上げます。私の討論といたします。

ありがとうございます。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第1号平成25年度内灘町一般会

計補正予算（第4号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第2号平成25年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第3号平成25年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第2号及び議案第3号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第4号平成25年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第6号平成25年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）までの3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第4号から議案第6号までの3議案は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第7号平成25年度内灘町水道事業会計補正予算（第1号）

を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第8号平成26年度内灘町一般会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第9号平成26年度内灘町公共下水道事業特別会計予算及び議案第10号平成26年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第9号及び議案第10号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第11号平成26年度内灘町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第12号平成26年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算及び議案第13号平成26年度内灘町介護保険特別会計予算の2議案を一括して採決いたします。各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第12号及び議案第13号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第14号平成26年度内灘町水道事業会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第15号内灘町消防長及び消防署長の資格を定める条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第16号内灘町生活安全条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第17号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について及び議案第18号内灘町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第17号及び議案第18号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第19号内灘町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について及び議案第20号内灘町環境美化条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第19号及び議案第20号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第21号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第22号内灘町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第23号ゆとりの中で未来を拓く教育推進会議設置条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第24号石川県市町議会議員公務災害補償等組合規約の変更について及び議案第25号請負契約の締結について〔内灘町防災行政無線デジタル化整備工事〕の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第24号及び議案第25号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第26号平成25年度内灘町一般会計補正予算（第5号）から議案第30号内灘町道路線の認定についてまでの5議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第26号から議案第30号までの5議案は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、今期定例会までに受理しました請願を採決いたします。

まず、請願第23号米の需給と価格に責任を持つ米政策の確立を求める請願についてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、請願第23号は委員長の報告のとおり

継続審査とすることに決定いたしました。

○議長【夷藤満君】 次に、請願第24号T P P交渉の内容開示等を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第24号T P P交渉の内容開示等を求める請願に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立少数であります。よって、請願第24号は不採択とすることに決定いたしました。



○議案の上程

○議長【夷藤満君】 日程第3、議会議案第1号内灘町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の提出についてを議題といたします。



○提案理由の説明

○議長【夷藤満君】 これより提出者から提案理由の説明を求めます。13番、八田外茂男議員。

〔13番 八田外茂男君 登壇〕

○13番【八田外茂男君】 ただいまから内灘町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を述べさせていただきます。

本議案は、現条例における議員定数16名を減数し、13名とするものであります。内灘町議会は、平成14年から議会定数に関する議論を行い、この間、平成17年12月議会において定数を18を16に削減する条例改正を行いました。平成19年4月の統一選挙から現在の議員定数16人に至っておるわけです。

地方分権一括法の制定以降、我が国社会の社会経済情勢の非常に厳しい時代が続く中、

地方自治体はそれぞれ工夫を凝らした行財政改革を努め、地域住民が安心して暮らせる行政運営に取り組んできたことはご承知のとおりでございます。

改めて申し上げるまでもありませんが、行財政改革には4つの大きな柱があります。

まず第1は、国における行政を支える基本的な制度、つまり行政組織制度、地方制度、公務員制度、税財政制度などの改革があります。次に、地方自治体の行財政改革として、第2には既存の行政組織制度の枠内における行政組織の統廃合や新設。第3には、行政組織の管理面における改革として人事定数の削減、経費の縮減などがあり、第4には地方行政の政策内容により深くかかわる事務事業の縮小など、責任領域の変更などがありました。

これらの柱に基づき、当町においても厳しい財政環境の中、限られた財源を有効に活用し、町民福祉の向上に向けさまざまな取り組みが行われてまいりました。

また、議会におきましても費用弁償の廃止や委員会費用の削減、一般質問の一問一答方式、予算案の一括審議など、また常任委員会を3常任委員会を2常任委員会に変更。また、町民とのつながりという観点から、タウンミーティングなどの議会改革でその取り組みを進めてまいりました。

今議会の議案の中にも提出されておりました議会費の中で、タブレットパソコンの導入等も議会改革の一つとして今議会に提案されたものであります。

この議会改革を進めていく上においての中の一つとして、議員定数を現在の16名から13名にするという議案でございます。

議員一人一人が担う役割は16名から13名になるということで責任がこれ以上にふえるということは間違いございません。住民の代表となる議員として強い使命感とまたその覚悟が必要になっております。その議員の責務を全うするためにも、次の議会議案で提出され

ます通年議会の導入、もしくは今後議論をされる中において委員会組織の編成などが考えられております。

今回の議案に関しましては、その議会改革の一つの項目であり、定数削減だけが目的ではないということをご理解いただき、議員皆様のご理解をいただきたいと思っております。

以上、私の提案理由といたします。

賛同していただけるように心からお願い申し上げます。

以上です。

○議長【夷藤満君】 提案理由の説明が終わりました。



○質 疑

○議長【夷藤満君】 次に、質疑に入ります。

質疑ございませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○討 論

○議長【夷藤満君】 次に、討論に入ります。

討論ございませんか。

5番、川口正己議員。

〔5番 川口正己君 登壇〕

○5番【川口正己君】 議席番号5番、川口正己でございます。

議会議案第1号内灘町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の提出について、賛成の立場で討論させていただきます。

私、今2期目なんですけど、第1期目、第2期目から私の公約で、一番最初に書いた公約が議員定数の削減でございます。これは私の仲間やとか全てとよく話し合っ、幾つかある公約で一番トップに持ってくるのはどれやということで毎回決めております。

この議員定数削減は町民の総意でございます。幸い、区長町会長会からも要望書が出ており、全くそのとおりのやと思っております。

議員各位の皆さんも胸襟を開いて、町民と

膝を詰めて話し合えば、おのずと賛成してくれるものと信じております。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

11番、水口裕子議員。

〔11番 水口裕子君 登壇〕

○11番【水口裕子君】 議会議案第1号内灘町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論させていただきます。

内灘町議会の議員定数は、現在の16で多過ぎるということはないと私は現在思っております。党派は無党派を入れれば5つ、女性は3人になり、年齢層も30代から70代まで幅広い議員がおります。一般質問なども盛んに行われ、私が議員になった15年前とはいろんな面で大変変わりました。時代の多様化とともに議員も変わっていかざるを得ないのだと思います。

私も最初は川口議員と同じように、1期目、2期目のころは議員数が多いのかもしれないというふうに思っておりましたけれども、けれどもそれは18から16に変わりましたし、そして今はこの16でみんながよくしゃべり、活発に仕事をしている。無駄にいる人はいないというふうに思っております。無理やり13にする必然性を感じません。

私の周りでは少なくなるのは心配だということを行う声が多いです。単に行財政改革を目的に定数を削減することは、よく言われるように議会の自殺かもしれません。

議会で大事なものは、さまざまな層の民意を吸い上げ、多様な方面からの議論がなされ、少数者の意見も大事にされるということです。多数決の論理が横行しては人数が多くても意味がありませんが、まずは意見を述べる弱者や少数者の代表が議会にいないければ意見を表明することさえできません。

血縁や地縁、仕事の縁、そういうものを持

たない無組織の人でも熱意があれば議員になれる環境を残していかなければならないと思います。

13人の意見で町の大切なことが決まっていくということになるのは問題ではないでしょうか。それで町民のいろんな声を反映できるのでしょうか。一人でも多いほうがよいと思います。

また、議員の数が減るごとに議員一人の持つ権力が大きくなり、それもいいこととは思えませんし、選挙に出ること自体が難しくなることも考えますし、知事の選挙でも言われましたけれども、多選の弊害というものも出てくるかもしれないと思います。

今回、区長町会長会さんから出された町議会議員定数削減についての要望書は、何のために議員の数を減らせと言われているのかよくわかりませんでした。行財政改革の一環として議会費を削減しろということなのか。議会改革として議員の数が多過ぎるということなのか。ちょっと理解しかねております。

その以前から議運が議会運営委員会が中心になって議会でも議論を進めてきました。この議会側からも言えることですが、議会改革から出た削減なら、議員の定数のみに議論が偏っていて、議会改革の全体像が捉えられていないのではないかと思います。

一般論として、議員の定数が少なくなれば少数精鋭で質もよくなるという意見も聞かれますが、議員の定数が減ったらそれで議員の能力が高くなり議会の質は向上すると担保されているわけではないでしょう。もっと多方面からの改革を考えるべきだと思います。

このことについては八田議員も述べられました。議会改革はいろんな面で進んでおります。定数削減だけが目的ではないということもおっしゃいました。議会に問題があるとなれば、議会や議員がその役割を果たす上でネックとなっている点は何なのか。それを考え

て解決策を見出すべきで、現在の内灘町議会では先ほどから言いますように活発に議論が行われていて、決して議員の数が議会活動のネックになっているのではないと思います。

以上の理由によりまして、議員定数を13に減らすことには反対をさせていただきますので、どうぞ議員の皆様の適切なお判断をお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

1番、太田臣宣議員。

〔1番 太田臣宣君 登壇〕

○1番【太田臣宣君】 議席番号1番、太田です。

私からは、議会議案第1号内灘町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の提出について、賛成の立場で討論させていただきます。

議員定数の削減については、さきの内灘町議会議員選挙、3年前でありますけれども、それからこの3年間の間にも時折々に議会の中で議論されてきました。その中で、定数削減については議会改革の一つとして位置づけられていると私は認識しております。

議会改革については先ほども提案理由説明でありましたけれども、通年議会の開催やタブレットパソコンの導入と定数削減について議会運営委員会の中で方向性、案を検討し全員協議会で示すべきであると多くの議員さんからの意見を受けて、議会運営委員会の中で議論を重ねてきました。その中でも、通年議会の開催やタブレットパソコンについても来年度から導入という方向性で示されております。

定数削減につきましても、議会運営委員会の中でも12人や13人、また10人といういろいろなさまざまな意見がありました。しかし今回、13人という形で取りまとめ、皆様にお示ししたところであると思っております。

13人ということでありましてけれども、他の

議会と比較するわけではありませんが、人口2万7,000人、面積20平方キロといった面積の大きさであります。決して13人が少ない、多いという人数でもなく、適正なのかなと私は思っております。

議員定数が減ることで議会運営が支障を来すとの意見も当然あることかと思えます。しかしながら、議員みずから、おのずからがこれまで以上に自分を研さんし、お互いに切磋琢磨していくことこそが大切であり、議会改革につながっていくものと信じております。

また、議員定数を削減すべきとの多くの町民の声もお聞きいたします。私も町民から選ばれてこの場に立たせていただいております。議員の一人として町民の意見を真摯に受けとめ、議員定数削減を今回成し遂げるべきであると私は思っております。

以上の観点からも、議員各位におかれましては議会議案第1号内灘町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の提出について、ご賛同をお願いし、私の討論を終わります。

○議長【夷藤満君】他に討論ありませんか。

8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】議席番号8番、北川悦子です。

議会議案第1号内灘町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の提出について、反対の立場で討論します。

議員定数を16名から3名減らして13名とする議会議案となっております。行政側だけでなく議会においても組織のスリム化と予算の削減を目指すことは必然の課題であるというふうに上げられております。しかし、議員の役目は町民の声を議会に反映させるという点からも16名は必要であると思えます。

議員の皆さんもさまざまな相談を受けていらっしゃるのではないかと思います。私のところへも、4月からまた年金は引き下げられ、

消費税は8%と増税になる、暮らしがますます苦しくなる中での切実な生活相談が寄せられています。また、入院しているが退院を迫られている。家では介護ができない。どうしてもよいか。順調に仕事をしてきたけれども、身体を壊して働けなくなった。蓄えていたお金もだんだんなくなってきた。これからどうしていったらいいのか。ハローワークへ何度も職を探しに行った。しかし、なかなか就職先が見当たらない。また雨が降れば水がたまって本当に嫌だ。どうしたらいいのか。こうした町民の皆さんの暮らしを支えるために活動することが、ますます求められているのではないのでしょうか。

議員定数の削減は、議員が遠くの存在になってしまいます。また、住民の方たちからも定数は減らすべきの声が挙がっていることも承知しています。なぜそうした声が挙がるのでしょうか。定数を削減すれば問題は解決するのでしょうか。

議会や議員に対する不満の大きな要因には、議会活動が町民の方々に見えにくいという点が挙げられています。挙げられると私は思います。議会改革で随分今まで努力をしてきました。まだまだ町民の皆様のところまで届いていない。町民の負託に十分応える議会活動の前進と議会のあり方を積極的に示し、町民に理解していただく努力が必要ではないでしょうか。

定数削減のもう一つの理由は、憲法の定めている地方自治は地方議会においても国政と同じように民意を正確に、そして公正に反映することを要請しています。言うまでもなく議会、議員の役割は、憲法の地方自治法に基づく住民から直接選挙で選ばれた首長と住民の代表である議員で構成する議会との二元代表制のもとで、多様な町民の意見を汲み上げ、町政と町民をつなぐパイプ役としての役割、また町政をチェックし監視役としての役割、政策提案等の役割等があると思えます。議員

定数削減によってこうした役割が縮小されることがあってはならないと思い、反対いたします。

どうか皆さん方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長【**夷藤満君**】 ほかに討論ありませんか。

7番、恩道正博議員。

〔7番 恩道正博君 登壇〕

○7番【**恩道正博君**】 議席7番、恩道正博です。

議会議案第1号内灘町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の提出について、賛成の立場から討論をいたします。

簡単明瞭に言います。まず賛成。その理由としましては、議会は先ほどから皆さんおっしゃるとおり、多くの町民の意見を反映する必要があります。したがって、それらについては、今問題になっております議員定数については、私は今人口を目安とした議員定数を定めることについては、これは町民の理解が得られるのではないのでしょうか。したがって、現在の内灘町の人口規模からして13議席が妥当と考えます。

もう1点、行財政改革や財政の健全化については、議会からも行政側には、求める立場として、これまで一般質問、委員会等で審議をしてきました。今、議会みずから議員定数を減らすことという削減で、その姿勢を議会としても示すべきだと思います。

もう1点、先ほどからありました、今後の議会、定数削減になりますけれども、そういう意味では今後議会活動、議会報告会とか、そういう町民の意見吸収の充実に努めることは、議会改革及び議会の機能の維持、充実させていくことが可能と考えます。

以上の点から、私は議員定数の削減に賛成の立場から討論をさせていただきました。

議員の皆様方にはよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長【**夷藤満君**】 ほかに討論ありませんか。

10番、清水文雄議員。

〔10番 清水文雄君 登壇〕

○10番【**清水文雄君**】 私のほうから、議会議案第1号内灘町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の提出について、反対の立場で討論をいたします。

先ほど八田議員からございました提案理由の説明にもあるとおり、地方分権が進む中で地方自治の二元代表制の一翼を担う議会の役割と責務は非常に重要になっております。こうした中で内灘町議会議員定数は平成18年に18人を16人に条例を改定し、前々回の町議会議員選挙から実施されてきました。

これはもちろん行政の行財政改革を柱とした取り組みの中で、議会側の議会改革の一環として経費の削減が理由であり、大義名分でもございました。現在もこうした流れは続いておりまして、来年2015年に改選となる町議会では津幡町、穴水町、市議会では金沢市、輪島市、小松市で削減あるいは削減に向けた方向で検討がされているところです。

一方、内灘町議会でも議会改革として、一つには通年議会、これの導入、さらにはタブレットパソコンの導入、そして議員定数の検討が議会運営委員会、大変汗をかいて行なわれてきました。議員に対するアンケートも実施されるなど進められてきたところでございます。その結果、議員定数を16人から3人減の13人という提案がされております。

私は、まず一つには、一部の人たちではなくて、議会はさまざまな住民の声を議会、そして町政に反映をさせていく。そのためにも議員定数は減らせばいいというものではないというふうに認識をいたしております。できるだけ削減をしない、そのことが基本ではなかろうかなというふうに思っております。

きょうの北國新聞にもタイミングがいいわ

けございますけれども、各自治体の議員定数の現状やその方向性が記事になって示されております。合併もあって議員が10年で半減をした、そんなことが報道されているわけでございます。

内灘町は前回定数を削減しております、今、町の人口もわずかではありますけれども増加をしているのであります。そんなことから考えても、議員定数を削減をするべきではないというふうに私は考えます。さらに、今回の16人から3人減の定数13人には、行財政改革、経費の削減という視点が薄いように思われるわけでございます。議会運営委員会記録では、議員報酬の5万円増額を前提に、定数を16から3人減の定数13人とした削減額を算定し、その一方で町長への町特別職報酬等審議会、その招集と議員報酬増額の要望実施が議論され方向づけされているようでございます。

私は、議会の現状の中で、議員定数を削減し、そうした経費削減の大部分を議員報酬の増額の原資とすることが果たして町民の理解が得られるのか、疑問を持つものでございます。

白山市議会は合併後に市議会選挙への候補者がおらず、無競争選挙も実際にあり、そのことが議員報酬増額の理由の一つであったように聞いております。しかし、内灘町議会はここずっと無競争という状況ではなくて、定数オーバーとなっているのが実態でございます。

以上の理由から、現状での議員定数を16人から3人削減の13とする今回の改正案、議会議案第1号内灘町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の提出について、反対をいたします。

どうか議員の皆様のご賛同をよろしくお願いをいたします。

これで私の反対討論を終わらせていただきます。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

4番、生田勇人議員。

〔4番 生田勇人君 登壇〕

○4番【生田勇人君】 議会議案第1号内灘町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の提出について、賛成の立場より討論を行います。

私たち地方議員にとって最大の権限と責任は議決権の行使にあります。したがって、私たち議員は住民の声をもとにみずから調査、研究を重ね町政に反映させることにとどまらず、より適正な判断が下されるための審議方法もこれまで議論し、お互いの協力のもとに実行してまいりました。

私が議員となった平成19年4月改選時で、それまでの18名から16名への定数削減がありました。削減からの当初4年間、その間、新しい審議方法の取り組みとして毎月の常任委員会、全員協議会を実施。さらに、当初予算では全員協議会での予算審議など今日に至っております。

平成23年4月改選時以降は、それまでの3常任委員会を現在の総務産業建設と文教福祉の2常任委員会とし、そして今定例会においては通年議会制度も、これは試行ですが、この後議会議案として提案することとなり、常に議会機能の強化と慎重審議できる体制づくりに努めてまいりました。

過去から幾度か議員定数を削減してきた当町ですが、町民の皆様からなぜ削減したのか、削減により民意が反映できていないなどの声は一度も聞いたことがありません。それは今まで申し述べましたとおり、議員各位が定数が削減されてもしっかりと民意を吸い上げ、審議方法以外にも多くの議会改革を進め、一生懸命努力してきた結果だと誇りに思っております。こうした現実を直視したとき、定数を削減しても十分町民の負託に応えることは可能であると考えます。

この数年来、町民の関心の中に、さらなる議会議員定数削減の声があったことは議員全員がご承知のとおりと存じ上げております。このたび提案された3名の議会議員削減は、議員からしてみれば当然これまでよりも狭き門となりますが、しかしあえてみずからが厳しい選択をすることが、より多くの町民と接することとなり、今まで以上に町民との信頼を深め、より開かれた議会へと前進し、個々の資質の向上へとつながることでしょう。それこそが議員定数削減の最大の効果であると最後に申し述べまして、以上本案に対しての賛成討論といたします。

議員各位におかれましては、適切なお判断のもと、賛同していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○表 決

○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第1号内灘町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議案一括上程

○議長【夷藤満君】 日程第4、議会議案第2号内灘町議会定例会条例の一部を改正する条例の提出について及び議会議案第3号内灘町議会定例会規則の一部を改正する規則の提出についての2議案を一括して議題といたし

ます。

○提案理由の説明

○議長【夷藤満君】 これより提出者から提案理由の説明を求めます。4番、生田勇人議員。

〔4番 生田勇人君 登壇〕

○4番【生田勇人君】 議会議案第2号及び議会議案第3号は、通年議会の試行に関し、内灘町議会定例会条例並びに定例会規則を改正するものであります。

この通年議会の試行については、住民から公選された議員で構成される合議体である議会が、町意思を決定し、執行機関を監視する機関であることに鑑み、議会が持つ機能を最大限に発揮し、地方自治における二元代表制の一翼を担う責任ある機関として、議会活動のさらなる活性化を図るため、議会の会期を本年12月まで通年化するものであります。

会期を通年化することにより、具体的には議員発議による議案がいつでも提出できること、災害時の対応や突発的な行政課題の議会対応が可能なこと、また会期にとらわれず十分かつ活発な議論が展開され、専決処分も少なくなることなど、これまでの議会運営を見直すものであります。

なお、この3月議会定例会が本年の第1回定例会となることから、条例・規則の改正後は、平成26年に限り6月から12月を第2回議会定例会とする附則の改正であることをご了承いただき、本議案に同意をいただけますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長【夷藤満君】 提案理由の説明が終わりました。

○質 疑

○議長【夷藤満君】 次に、質疑に入ります。

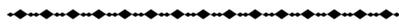
質疑ございませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○討 論

○議長【夷藤満君】 次に、討論に入ります。
討論ございませんか。——討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に入ります。
議会議案第2号内灘町議会定例会条例の一部を改正する条例の提出について及び議会議案第3号内灘町議会定例会規則の一部を改正する規則の提出についての2議案を一括して採決いたします。
お諮りいたします。2議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議会議案第2号及び議会議案第3号は原案のとおり可決されました。



○議案の上程

○議長【夷藤満君】 日程第5、議会議案第4号消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書の提出についてを議題といたします。



○提案理由の説明

○議長【夷藤満君】 これより提出者から提案理由の説明を求めます。6番、藤井良信議員。

[6番 藤井良信君 登壇]

○6番【藤井良信君】 議席6番、藤井です。
議会議案第4号消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書の提出についてでございます。
昨年12月12日決定いたしました平成26年度

税制改正大綱では、税率10%時に軽減税率のこの制度を導入することが盛り込まれたわけですが、税率引き上げ時に伴って生ずるさまざまな論点や議論すべきことは、今山積をしているわけでございます。

そこで、飲食料品などを対象に10%引き上げ時に軽減税率の制度を実施すべきことを要望し、また対象品目や納税事務のあり方など詳細な制度設計の協議を急ぎ、ことし末までに結論を出せるよう、政府に全面的に協力することを要望するものでございます。

議員各位におかれましては、その意図するところを十分審査をいただき、関係大臣に要望してまいりたいと思っておりますので、可決していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 提案理由の説明が終わりました。



○質 疑

○議長【夷藤満君】 次に、質疑に入ります。
質疑ございませんか。——質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。



○討 論

○議長【夷藤満君】 次に、討論に入ります。
討論ございませんか。
8番、北川悦子議員。

[8番 北川悦子君 登壇]

○8番【北川悦子君】 議席番号8番、北川悦子です。

議会議案第4号消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書の提出については、反対の立場で討論します。

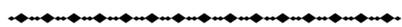
消費税増税は低所得者ほど負担が重く、4月からの8%増税においても多くの方の暮らしへの不安の声を聞いております。暮らし破壊税とも言えます。今からでも4月からの増税を中止すべきという思いです。軽減税率の導入開始の時期については、消費税10%への

引き上げ時に実施することというふうに提案の中で言われました。これ以上、消費税10%ということで増税が引き上がるようなことがあっては本当に大変だと思います。

そういう立場で反対いたします。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第4号消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議会議案第4号は原案のとおり可決されました。



○議案の上程

○議長【夷藤満君】 日程第6、議会議案第5号2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。



○提案理由の説明

○議長【夷藤満君】 これより提出者から提案理由の説明を求めます。5番、川口正己議員。

[5番 川口正己君 登壇]

○5番【川口正己君】 議席番号5番、川口正己でございます。

議会議案第5号2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意

見書の提出について、意見書(案)を朗読し、提案理由の説明にかえます。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、さらなるスポーツの振興や国際相互理解の促進のみならず日本全体が活力を取り戻し、地域経済や地域社会の活性化につながる好機としても期待されております。

国民の理解と協力のもと、大会成功に向けて環境整備を進め、地域での取り組みに対して支援する必要性があることから、政府に対し、「1 各国代表選手の事前合宿の誘致、観光プログラムの実施などを通じて、日本全国に東京大会開催の効果が波及するよう努めること。」「2 共生社会の観点から、オリンピック・パラリンピック両大会の連携に配慮しつつ、パラリンピック選手の国際競争力向上を図るための専用トレーニングセンターを新設するとともに、スポーツを科学的に研究支援する施設の地方拠点を設けること。」

「3 少子高齢社会にある我が国が、大会開催を契機にスポーツの持つ多様な効果を活用し、子どもから高齢者まで健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、特に自治体が進めるスポーツを活用した「まちづくりや地域づくり」に対して支援を行うこと。」「4

海外からの玄関口となる国際航空の機能拡充やアクセス強化に向けた交通インフラの整備、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境の促進など、大会終了後も想定した我が国にとって真に必要な社会基盤整備を計画的に実施すること。」について、強く要望するものでございます。

議員各位におかれましては、本意見書(案)を慎重に審査の上、可決していただきますようお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 提案理由の説明が終わりました。



○質 疑

この法案は、国民の知る権利を奪い、表現、言論の自由、取材、報道の自由を著しく制限するものであります。

さらに、特定秘密の定義が極めて曖昧でありまして、秘密の範囲が際限なく拡大するおそれがあるのであります。

また、秘密を取得したものや漏洩を教唆したものの、漏洩や取得を共謀、先導することも処罰対象となり、処罰範囲が歯どめなく広がること、そしてどの情報が特定秘密に指定されているのかも秘密とされることがあります。

最高懲役10年という厳罰化により、公務員が記者との接触を過度に避け、国民の知る権利が侵害されること、あるいは特定秘密取り扱いの適正評価のため、行政機関職員や都道府県警察職員、民間業者などの詳細な個人情報調査が可能となり、著しいプライバシーの侵害がされること、国会へ特定秘密を提供することも行政機関の判断に委ねられ、提供された情報を漏らせば国会議員も処罰対象になり、国政調査権が制限されることなど問題が多くあるわけでございます。

自民・公明・維新・みんなの4党による衆議院修正協議では、恣意的な秘密の範囲拡大性は是正されず、秘密指定機関が最長60年ということになり、政府原案よりも大幅に後退をします。

さらに安倍政権は、法案成立の直前に新たな機関として保全監視委員会、情報保全監察室、情報保全諮問会議、独立公文書管理監、これらを設置すると表明をしました。しかし、内閣官房に置く保全監視委員会と内閣府の情報保全監察室の機能の詳細が定まらず、独立性の担保もされていないのが現状でございます。

安倍首相が自分で秘密を決めて、それが適切かどうかを自分でチェックすることになるというふうに言われているところでございます。

いずれの組織も特定秘密の恣意的な恣意性

を排除できるものではありません。本来、政府が持っている情報は国民が共有すべき財産であることが大前提であります。特定秘密保護法には民主主義の基本理念が根本的に欠落しているのであります。したがって、「特定秘密の保護に関する法律」を施行せず廃止・撤廃するよう強く求めるものでございます。

以上の理由に基づき、議会議案第6号「特定秘密の保護に関する法律」を施行せず廃止・撤廃を求める意見書の提出について提案いたします。

どうか適切にご決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長【夷藤満君】 提案理由の説明が終わりました。



○質 疑

○議長【夷藤満君】 次に、質疑に入ります。

質疑ございませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○討 論

○議長【夷藤満君】 次に、討論に入ります。

討論ございませんか。

5番、川口正己議員。

[5番 川口正己君 登壇]

○5番【川口正己君】 議会議案第6号「特定秘密の保護に関する法律」を施行せず廃止・撤廃を求める意見書の提出について、反対の立場で討論させていただきます。

皆様ご存じだと思いますが、そもそもこの特定秘密保護法案は2010年9月に尖閣沖で海上保安庁の艦艇に中国漁船がぶつかったことにより、そのことがその当時の民主党政権により隠されそうになったときに、勇気のある海上保安庁職員の一人が画像を流出させたことの事件によって、時の菅直人内閣の仙谷由人官房長官の指示により、この法案の策定が

指示されました。

この法案は閣議決定までされましたが、2011年3月11日に東日本大震災が起こったことにより、この法案は民主党政権では成立しませんでした。昨年の第185回の臨時国会、安倍政権において修正協議され、法案が成立しております。

ということは、この法案は自民党、公明党、民主党、社民党、当時の日本新党、そして今の日本維新の会、共産党を除くほとんどが法案作成に絡んでおります。よって、これを廃止・撤廃する意見書を提出することは反対でございます。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

11番、水口裕子議員。

[11番 水口裕子君 登壇]

○11番【水口裕子君】 議会議案第6号「特定秘密の保護に関する法律」を施行せず廃止・撤廃を求める意見書の提出に、賛成の討論をいたします。

安倍政権が市民公聴会での反対の意見も全く無視して、衆議院でわずか46時間の審議のみで、そしてしかも与党だけで強行採決しました。国民の知る権利がおろそかにされる悪法です。国会を取り巻く市民の抗議行動に対して、石破幹事長がテロ呼ばわりしたことは記憶に新しいことです。

秘密になるのは国の安全保障の分野と範囲は定められていますが、その他というただし書きが36カ所も出てきます。政府がその気になれば、幾らでも拡大解釈し秘密指定できるのです。

軍規法という法律が戦前にありました。それと同じく、何が秘密なのかも秘密のため、処罰を恐れていつの間にか物が言えなくなり、秘密を知ろうとしたとして罰せられるおそれがあるので情報の開示も求められず、市民活動が委縮し、戦争へと突き進んでいった昔の状況によく似ている。同じだと本当に薄

暗い暗闇へ向かっているような気がする、高齢の方々はおっしやっています。秘密保護法では国会や国会議員への特定秘密の提供も厳しく、先ほどもありましたが制限され、刑事罰の対象にされるなど、立法府との関係で大きな問題があります。行政府が国民に知られたくない情報を特定秘密に指定してしまえば立法も司法も口を出せなくなり、行政の力が今よりもますます強くなるでしょう。

多くの文化人やマスコミ関係者が反対を表明しましたが、金沢市では金沢弁護士会が、その会が始まって以来、初めてのデモを行いました。弁護士は、それがどんな悪法であっても決まってしまうたらその字面に従わなければなりません。こんな法律ができれば大変なことになりますと、秘密保護法反対のデモで出会った弁護士さんはそうおっしゃっていました。弁護士さんがそういうふうにして初めてのデモをするような深刻な事態なのだと、いうことをわかっていただきたいと思いません。

昨年の共同通信社の世論調査では、「修正する」が54%、「廃止する」が28%、合わせて82%。朝日新聞社の世論調査では、国会での「議論が十分」が11%、「十分ではない」が76%、賛成24%、反対51%でした。国民の大半が危うさを感じております。

決め方にも問題があります。監視機関がしっかりしていれば大丈夫だとの声もあります。第三者機関のことを先ほど新聞に載っていたこともお話がありましたが、泥縄式に4つもつくられて、法的な位置づけも決め、最近の国会論戦では、首相が自分で秘密を決めることになると、矛盾が北陸中日新聞で大きく報道されておりました。

日本版NSCという首相初めたった4人で国の安全保障を決めることができる会議が、この秘密保護法とセットでつくられたということも大問題です。私が最高責任者ですとい

う安倍首相の独裁的やり方を考えると、今後恐ろしい限りです。

以上の理由により、秘密保護法は廃止にしたいと思っています。

戦前は、治安維持法や先ほど言いました軍規保護法がどんどん拡大解釈され、弾圧に使われました。実際に何の罪かもわからないまま逮捕され、拷問され、27歳の若さで世を去った青年もいました。そして、彼が何で捕まったのかというのがわかったのは、死後何年も何年もたってからで、それも公表されたわけではなく、研究者が研究の途上で見つけたものでした。

特定秘密保護法も同じ危険性を持っています。物の言えない危ない時代が再び近づいてきているのではないかと感じます。この道はいつか来た道、けれど断じて二度と歩んではならない道です。こう申し上げまして、秘密保護法廃止・撤廃を求める意見書に賛成の討論といたします。

なお、さまざまな問題は、今ある法律で十分に対応できるという声もあるということをご紹介させていただいておきます。

ぜひ皆様賛成をしてくださるように呼びかけまして、私の討論といたします。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】 議会議案第6号「特定秘密の保護に関する法律」を施行せず廃止・撤廃を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論します。

国会の多数で秘密保護法を強行成立させましたが、国民の中に平和と民主主義を求める世論が急速に広がりつつあります。先ほども紹介がありましたが、反対が過半数、慎重審議が7割から8割となっているのが現状であります。

戦争を体験した先輩の方々は、時代の逆行

だ。戦争に追い込まれていたときと同じだ。戦争への道は絶対とめんといかん。国民の知る権利も、言論、表現の自由を脅かし、日本国憲法の基本原理を根底から覆すものでもあります。もっとも数多くの日米密約に示されているように、日本は先進国の中でも不当に秘密にされていることが特別多い国でもあります。日本を海外で戦争する国につくりかえるために、国民の口、耳、目を塞ぎ、知る権利を脅かす悪法は廃止しかないと 생각합니다。

議員の皆様のご賛同をお願いをいたしまして、討論終わります。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第6号「特定秘密の保護に関する法律」を施行せず廃止・撤廃を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立少数であります。よって、議会議案第6号は否決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任願います。



○閉会中継続審査及び調査

○議長【夷藤満君】 次に、議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付す

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。
よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定いたしました。

○議長【夷藤満君】 以上で今回の定例会に付議された議件は全部議了いたしました。



○閉議・閉会

○議長【夷藤満君】 以上をもちまして、平成26年第1回内灘町議会定例会を閉会いたします。

議員各位におかれましては、連日長時間にわたり精力的に審査いただきまして、まことにご苦労さまでした。

お疲れさまでした。

午後4時07分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員